

令和4年9月20日

館山市地域防災計画

【第4編 大規模事故編】

令和4年9月
館山市防災会議

【 目 次 】

大規模事故編

第 1 章 大規模火災対策計画.....	大- 1
第 1 節 基本方針.....	大- 1
第 2 節 予防計画.....	大- 1
第 3 節 応急対策計画.....	大- 2
第 2 章 林野火災対策計画.....	大- 4
第 1 節 基本方針.....	大- 4
第 2 節 予防計画.....	大- 4
第 3 節 応急対策計画.....	大- 5
第 3 章 危険物等災害対策計画.....	大- 7
第 1 節 基本方針.....	大- 7
第 2 節 予防計画.....	大- 7
第 3 節 応急対策計画.....	大- 8
第 4 章 海上事故災害対策計画.....	大-11
第 1 節 基本方針.....	大-11
第 2 節 予防計画.....	大-11
第 3 節 応急対策計画.....	大-12
第 5 章 油等海上流出災害対策計画.....	大-14
第 1 節 基本方針.....	大-14
第 2 節 予防計画.....	大-15
第 3 節 応急対策計画.....	大-15
第 6 章 航空機事故災害対策計画.....	大-17
第 1 節 基本方針.....	大-17
第 2 節 予防計画.....	大-17
第 3 節 応急対策計画.....	大-17
第 7 章 鉄道事故災害対策計画.....	大-19
第 1 節 基本方針.....	大-19
第 2 節 予防計画.....	大-19
第 3 節 応急対策計画.....	大-19
第 8 章 道路事故災害対策計画.....	大-21
第 1 節 基本方針.....	大-21
第 2 節 予防計画.....	大-21
第 3 節 応急対策計画.....	大-21
第 9 章 放射性物質事故対策計画.....	大-23

第 1 節	基本方針.....	大-23
第 2 節	予防計画.....	大-24
第 3 節	応急対策計画.....	大-26
第 4 節	復旧対策計画.....	大-31

第4編 大規模事故編

第 1 章 大規模火災対策計画

この計画は、市内において大規模な火災による多数の死傷者等が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

第 1 節 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

第 2 節 予防計画

1 建築物不燃化の促進

＜第 2 編地震・津波編第 2 章第 3 節「火災等予防対策」＞に定める。

2 防災空間の整備・拡大

＜第 2 編地震・津波編第 2 章第 3 節「火災等予防対策」＞に定める。

3 市街地の整備

＜第 2 編地震・津波編第 2 章第 3 節「火災等予防対策」＞に定める。

4 火災予防査察

＜第 3 編風水害等編第 2 章第 6 節「火災予防対策」＞に定める。

5 建築物の防火対策

＜第 3 編風水害等編第 2 章第 6 節「火災予防対策」＞に定める。

6 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、「建築物の防火対策」に加え、次の事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

ア 高水準消防防災設備の整備

イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

ウ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

7 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

このため、文化財の所有者及び管理者は、消防設備の設置・整備を行うとともに、日頃から適切な防火管理を行う。

8 消防団員の確保

<第2編地震・津波編第2章第4節「消防計画」>に定める。

9 消防施設の整備

<第2編地震・津波編第2章第4節「消防計画」>に定める。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

[資料2-3] 配備基準及び体制 (資料編 19頁)

2 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、第2編地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」5 災害救助法の適用手続き等に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動

(1) 消防本部は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

- (2) 市長は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- (3) 市が発災現場でない場合には、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救助・救急計画

- (1) 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、国及び県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

[資料5-4]空中消火器材（資料編 40頁）

6 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 発災時には、市及び警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて指定避難所を開設する。

8 広報

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、市ホームページ等による広報活動を行う。

9 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需物資等供給計画については、第2編地震・津波編第3章第8節「救援物資供給活動」に定める。

医療救護計画については、第2編地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定める。

第2章 林野火災対策計画

この計画は、市内において火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

第1節 基本方針

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがある。そこで、林野火災に対する対策について定める。

第2節 予防計画

1 広報宣伝

消防本部及び市は、次の方法により林野火災の予防に関する広報を行う。

- (1) 広報紙、ホームページ、ポスター等を利用し住民の注意を喚起する。
- (2) 学校教育による児童生徒への普及指導
- (3) 山火事予防運動の実施

2 法令による規制

消防本部及び市は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

- (1) 火災予防条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）
- (2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）
- (3) 火入れの許可制の励行（森林法第21、第22条）

3 予防措置

消防本部、市及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用吸い殻入れの保持の徹底を図る。

4 消火施設の設定

消防本部、市及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

5 林野等の整備

市は、火災の危険性が高い森林内の林道の整備と維持管理、防火線の効果維持

のため下刈り等を行う。

6 林野火災特別地域対策事業

市は、林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

7 消防計画図の作成

消防本部は、市で作成されている消防計画の中にも、林野火災消防計画図を取り入れる。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

[資料2-3] 配備基準及び体制（資料編 19頁）

2 情報収集・伝達体制

市は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 消防活動

(1) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確認し、迅速に消火活動を行う。また、利用可能な自然水利も活用する。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、消火にあたっては、県が保有し管理委託している空中消火バケットを用いる。

(2) 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4 救急救助

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送する。孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を要請する。

5 立入規制

警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に

立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

6 避難計画

市及び警察署は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

第3章 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物等の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

第1節 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

- (1) 危険物：消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの
(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)等
- (2) 火薬類：火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)等
- (3) 高压ガス：高压ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの
(例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニア等
- (4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの
(例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)等
- (5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)第1条の12に規定されているもの
(例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料等
なお、道路上での危険物等の災害については、本編第8章「道路事故災害対策計画」の定めるところによる。

第2節 予防計画

1 事業所等

- (1) 事業所等は、消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

- (2) 事業所等は、消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、必要な人員を配置する。
- (3) 毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たるとともに、危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。
なお、毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、同様に危害防止に努めるものとする。
- (4) 事業所等は、災害発生時に有効な防災対策を行い、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

2 予防査察

消防本部は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転等危険物の規制を実施する。

3 事業所防災対策の強化

消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

4 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

第3節 応急対策計画

1 事業所等

(1) 緊急通報

責任者は、危険物等に係る施設が発災した場合、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(2) 応急措置の実施

責任者は、被害の拡大を防止するため、関係防災機関と連携し、速やかに危険物等の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

2 応急活動体制

- (1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策

本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

[資料2-3] 配備基準及び体制（資料編 19頁）

3 情報収集・伝達体制

市は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

4 消防活動

(1) 消防本部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、二次災害の防止等の活動を行う。

(2) 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

5 救急救助

(1) 消防本部は、事故現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送する。

(2) 市は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。また、民間から、救助用資機材等を調達し、効率的な救急救助活動を行う。

6 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を図る。

7 避難

(1) 市及び警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。

(2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に関する情報の提供に努める。

(3) 市は、必要に応じて指定避難所を開設する。

8 広報

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、市ホームページ等による広報活動を行う。

9 救援・救護

食料・飲料水・生活必需物資等供給計画については、第2編地震・津波編第3章第8節「救援物資供給活動」に定める。

医療救護計画については、第2編地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定める。

第4章 海上事故災害対策計画

この計画は、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

第1節 基本方針

本市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の対象となる災害は、次のとおりである。

- 1 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- 2 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

なお、油等の流出事故については、本編第5章「油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

第2節 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

ア 第三管区海上保安本部等は、航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努めるとともに、海事関係者等に対する講習の開催や訪船指導等を行い、海上災害防止思想の普及に努める。

イ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2 資機材等の整備

- (1) 千葉海上保安部館山分室等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。
- (2) 千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

- (1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置、避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報等必要な体制をとる。
- (2) 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

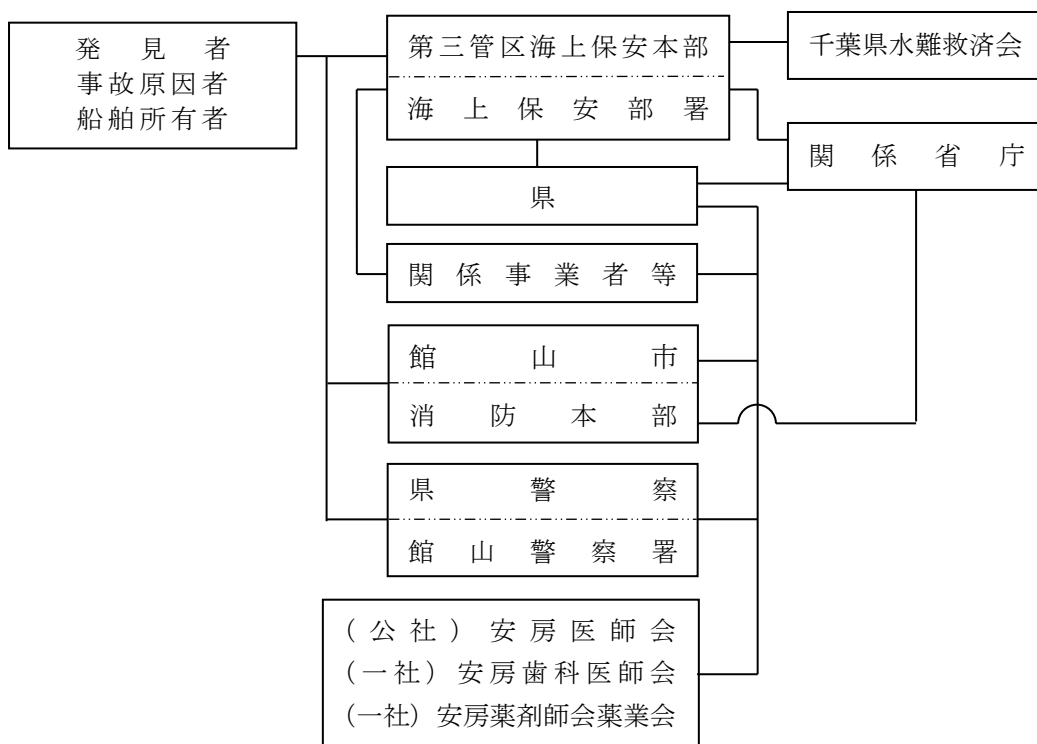
[資料2-3] 配備基準及び体制 (資料編 19頁)

2 情報収集・伝達体制

海上事故災害が発生したとの通報を受けた場合は、県、警察、海上保安部署等に連絡する。

市は、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

情報の収集伝達体制



3 捜索・救助・救護活動

市は、海岸地域において被災者の捜索、救護活動を行う。

海域及び海岸地域において救助された負傷者等は、救急指定病院に搬送する。

負傷者が多数の場合は、災害現場に救護所を設置し、(公社)安房医師会、(一社)安房歯科医師会、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

4 遺体の収容

遺体を収容した場合は、遺体の安置所、検案場所を設置する。

5 その他

市は、応援要請や緊急輸送、広報について、関係機関と相互に密接な協力のう
え実施する。

第5章 油等海上流出災害対策計画

この計画は、海上における油等の流出事故が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

第1節 基本方針

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合は、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶及び沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

1 対象災害

本計画の対象となる災害は、船舶の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2 市の役割

油等海上流出災害に関する市の役割は、次のとおりである。

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- (2) 防災関係機関及び住民への情報提供
- (3) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- (4) 漂着油の除去作業等
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示等
- (8) 県又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- (10) 油防除資機材の整備
- (11) 回収油の一時保管場所等の調査協力
- (12) 漁業者等の復旧支援

第2節 予防計画

1 広域的な活動体制

市は、県及び国等の機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図る。

2 油防除作業体制の整備

市は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるような体制を整備するとともに、油防除資機材の備蓄や関係機関が行う防災訓練等に参加する。

第3節 応急対策計画

1 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

2 応急活動体制

(1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

[資料2-3] 配備基準及び体制（資料編 19頁）

3 情報収集・伝達体制

市は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を最寄りの海上保安部及び県に報告する。

4 流出油の防除措置

市は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、海上保安庁長官の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

5 広報

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、市ホームページ等による広報活動を行う。

6 環境保全等に関する対策

- (1) 市は、県と連携して油等流出事故による被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。また、必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- (2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- (3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7 油回収作業実施者の健康対策

市は、安房健康福祉センター及び（公社）安房医師会等の協力を得て、健康対策を実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

8 補償対策

(1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が講じた措置に掛かる経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

(2) タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が講じた措置に掛かる経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

9 その他

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第6章 航空機事故災害対策計画

この計画は、市域において航空機の墜落・炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

第1節 基本方針

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防計画及び応急計画を定めるものとする。

なお、海上遭難の場合は、本編第4章「海上事故災害対策計画」に準ずる。

第2節 予防計画

市は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

[資料2-3] 配備基準及び体制（資料編 19頁）

2 情報収集・伝達体制

事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

3 消防活動

(1) 消防本部は、化学車両、泡消火薬剤等による消火活動を行う。

(2) 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4 救急救助

- (1) 消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。
- (2) 市は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他市町村に応援要請をする。
また、民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。
- (3) 負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、(公社)安房医師会、(一社)安房歯科医師会、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6 交通規制

警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

7 広報

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、市ホームページ等による広報活動を行う。

8 防疫・清掃

市は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃については、災害救助法等の定めにより行う。

9 避難

- (1) 市及び警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて指定避難所を開設する。

第7章 鉄道事故災害対策計画

この計画は、市域において列車の脱線、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、又は市民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

第1節 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

第2節 予防計画

1 各機関における予防対策

- (1) 東日本旅客鉄道(株)は、車両や輸送に関する安全を確保する。
- (2) 市、道路管理者及び東日本旅客鉄道(株)等の関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。
また、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等、踏切の改良に努める。
- (3) 市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

- (1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 市は、関係機関との間において緊密な連携をとり、必要に応じて、他市町村に応援を要請するほか、県に対し自衛隊の派遣要請を行う。
[資料2-3] 配備基準及び体制 (資料編 19頁)

2 情報収集・伝達体制

市は、発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

[資料9-4 1] 鉄道災害時の関係機関連絡先（資料編 86頁）

[資料9-4 2] 鉄道事業者連絡先（資料編 86頁）

3 消防活動

- (1) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動を行う。
- (2) 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4 救急救助

- (1) 消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。
- (2) 市は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他市町村に応援要請をする。
また、民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。
- (3) 負傷者の救護のため救援班は、災害現場に救護所を設置し、（公社）安房医師会、（一社）安房歯科医師会、（公社）千葉県医師会、（一社）千葉県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

6 避難

- (1) 市及び警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて指定避難所を開設する。

7 広報

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、市ホームページ等による広報活動を行う。

第8章 道路事故災害対策計画

この計画は、市域においてトンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落、危険物を積載する車両の事故等による道路災害が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

第1節 基本方針

橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故による多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第2節 予防計画

1 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材の保有に努める。

2 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 市は、災害の規模が大きく、消防機関及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

[資料2-3] 配備基準及び体制（資料編 19頁）

2 情報収集・伝達体制

- (1) 危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。道路施設が被災した場合は、道路管理者は、館山警察署、消防本部等に通報する。
- (2) 消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。
- (3) 市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 消防活動

- (1) 消防本部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。
- (2) 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4 救急救助

- (1) 消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。
- (2) 市は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。
また、民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。

5 交通規制

道路管理者及び警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

6 避難

市及び警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

7 広報

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、市ホームページ等による広報活動を行う。

第9章 放射性物質事故対策計画

この計画は、市域及び市域外において放射性物質の漏洩等、放射性物質事故による災害が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

第1節 基本方針

1 基本方針

市域及び千葉県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本県は、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、本市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだところである。

これらを受け、本編において、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応等については、別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

※核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所

※核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

- ※核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 8 の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第 3 条第 1 項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第 3 条の 2 第 1 項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

第 2 節 予防計画

1 県内の放射性物質取扱事業所の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

3 通信手段の確保

市は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、県、市等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又

は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

(3) 防護資機材等の整備

市は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

5 緊急時被ばく医療体制の整備

市は、あらかじめ県、消防本部と放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備するものとする。

6 退避誘導體制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

7 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

(2) 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

(3) 訓練の実施

市は、必要に応じて、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

[資料 2-3] 配備基準及び体制（資料編 19 頁）

2 情報の収集・伝達体制

(1) 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに次の事項について、国、県、市、警察及び消防等の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所及び施設

ウ 事故の状況

エ 放射性物質の放出に関する情報

オ 予想される被害の範囲、程度等

カ その他必要と認める事項

(2) 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象(原災法第 10 条第 1 項の規定により通報すべき事象) 発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に(1) ア～カの内容について通報するものとする。

県は火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第 7 条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

(3) 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第 15 条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成 16 年 8 月 25 日中央防災会議主事会議申合せ)」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行うものとする。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

県が、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するが、市はそれに必要な協力を行うものとする。

【緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

- (1) 大気汚染調査
- (2) 水質調査
- (3) 土壌調査
- (4) 農林水産物への影響調査
- (5) 食物の流通状況調査
- (6) 市場流通食品検査
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査
- (8) 廃棄物調査

(注) この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

4 避難等の防護対策

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

5 広報相談活動

市は、地域住民が必要とするモニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努めるものとする。

6 飲料水・食料の摂取制限、摂取制限等

市は、住民の内部被ばくに対処するため、国及び県の指示、指導及び助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

7 消火活動

県内の放射性物質取扱事業所等において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

8 広域避難

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受け入れに係る手続について、県と協力し円滑に行うものとする。

(1) 県内市町村間における広域避難者の受け入れ等

市は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受け入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受け入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れるものとする。

この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受け入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等、被災市町村を支援するものとする。

(2) 都道府県域を越える広域避難

市は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県を通じて他の都道府県に対して受け入れを要請するなどの協議を行うものとする。この場合、協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

(3) 広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

このため市は、避難者を受け入れた際、避難者から避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

市は、受入体制を補完するため、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

また、所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 O I Lと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			(皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】						
(皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)					
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた時から起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第4節 復旧対策計画

1 汚染された土壌等の除染等の措置

市は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

2 各種制限措置等の解除

市は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3 被災住民の健康管理

市は、安房健康福祉センター等と協力して被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

4 風評被害対策

市は、県や国等と連携し、各種モニタリング結果や放射線に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

5 廃棄物等の適正な処理

市は、県や国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるように、必要な措置を講ずるものとする。